有 形 文 化 財 古文書

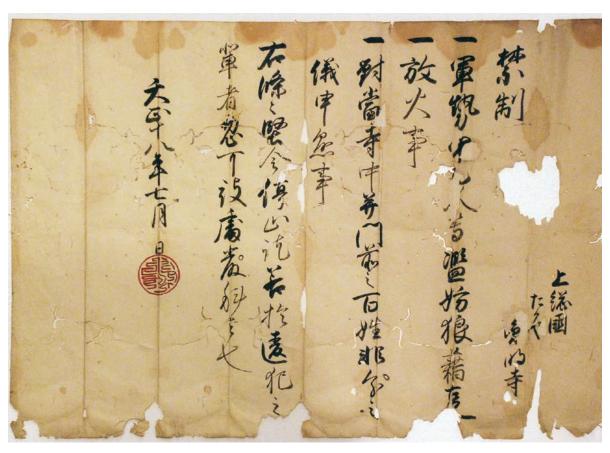
市指定

とよとみひでよし きんぜい 豊臣秀吉「禁制」

■ 所在地:高谷1234

(市郷土博物館保管)

■ 所有者:延命寺



縦36.0cm、横48.5cm

對當寺中 放火之事 輩者惣可被處嚴科者 右 儀 軍勢甲乙人等 成中懸事 條々堅令停止訖若於違 天正十八年七月 并門 前百 濫妨 一総国 たかや 姓 狼 員 籍之事 非 明 分之 日 犯 (FI)

禁制とは、時の権力者がある行為を禁止することやその法規のことで、この禁制の内容は延命寺や門前の農民に危害を加える者は厳しく処罰するというものです。文末に天正18年(1590)の年号と秀吉の朱印が認められます。天正18年、豊臣秀吉は小田原攻めに先立ち、北条氏の勢力下であった房総に軍を送ります。この禁制はその際に延命寺に残されたものとされます。同様の禁制が真里谷や請西にも見られることから、当地方が完全に制圧されたことが確認できます。